

# 岐阜県公報

第 四 百 十 九 号  
令 和 五 年 八 月 十 五 日

( 火 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

家畜伝染病予防法に基づく消毒の実施	(家畜防疫対策課) 三六三
道路の区域変更	(道路維持課) 三六三
道路の供用開始	(同) 三六四
都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)	(下水道課) 三六四
指定納付受託者の指定	(高校教育課) 三六五

### 公 示

落札者等に関する公示	(管 財 課) 三六五
職業訓練指導員試験の実施	(労働雇用課) 三六五
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	(都市政策課) 三六七
落札者等に関する公示	(美 術 館) 三六八
落札者等に関する公示	(国際たぐみアカデミー) 三六九
落札者等に関する公示	(会 計 課) 三六九

## 告 示

岐阜県告示第三百四十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第九条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第十五条の規定により告示する。

令和五年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

### 一 実施の目的

県内における豚熱の発生の予防

### 二 実施する区域

県内全域の六頭以上を飼養する豚及びいのししの飼養農場(研究施設等及び消石灰による消毒又はこれと同等と認められる消毒方法を自ら実施するものを除く。)その他家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのししの飼養農場

### 三 実施の期日

令和五年九月一日から同月二十九日まで

### 四 消毒方法

消石灰の農場内(飼育舎周囲及び農場外縁部)への散布

岐阜県告示第三百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年八月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課

及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	区域 変更 別後	敷地の幅 員 ル(メートル)	延 長 ル(メートル)	備考
県道	春日 揖斐川線	揖斐郡揖斐川町春日六合 字村西一二七番二地先か ら 同 郡 同 町 同 字 同 一 一 五 番 二 地 先 まで	前	八・二 三・七	九・四・二	
			後	八・二 四・七	九・四・二	

岐阜県告示第三百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年八月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延 長 ル(メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
一般 国道	三百六十 号	飛騨市宮川町打保字保木平八 四五番六地先地内	三・三	令和 五・八・一五	令和 五・三・七

岐阜県告示第三百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により海津都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称  
海津市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
海津都市計画下水道事業 海津市公共下水道（海津処理区）
- 三 事業施行期間  
平成四年一月二十四日から  
令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地  
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第三百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により海津都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称  
海津市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
海津都市計画下水道事業 海津市公共下水道（北部処理区・中南部処理区）
- 三 事業施行期間

平成二年十一月三十日から  
令和七年三月三十一日まで  
四 事業地  
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定納付受託者の指定をした日	指定納付受託者に納付させる歳入	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
ソニーハイメントサービス株式会社 東京都港区高輪一丁目三番一三号	令和五年五月十七日	岐阜県立高等学校の入学考査料	令和五年五月十七日から令和十年十月三十一日まで

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 購入物品の名称及び数量 岐阜県シタックタンク付倉及び各総合倉で使用する電気（予定数量） 4,947,958KWh
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 令和5年6月1日
- 落札者を決定した日 令和5年7月11日
- 落札者の住所及び氏名 多治見市下沢町三丁目35番地の1  
株式会社エネフアクト  
代表取締役 磯崎 颯三
- 落札金額 131,232,534円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県総務部管財課県庁舎運用第一係  
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）第四十五条第二項の規定により公示します。

令和五年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 試験を実施する免許職種  
規則別表第十一に掲げる免許職種
- 試験の科目  
学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
- 受験資格  
法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者。ただし、規則第四十六条の規定により、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限ります。  
なお、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

1 禁錮以上の刑に処せられた者

2 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者  
試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者又は規則別表第十一の三の試験の免除を受けることができる者の欄に該当する者には、同条の表の下欄又は規則別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部を免除します。

五 試験の期日及び場所

令和五年十月二十日（金）

各務原市テクノプラザ二丁目二番地アネックス・テクノ2内

岐阜県成長産業人材育成センター三階 三二二 研修室四

六 受験手続

1 提出書類

(一) 受験申請書

(二) 履歴書

(三) 写真二枚（申請前六か月以内に撮影した上半身、正面無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

(四) 受験資格及び試験の免除資格を証する書類（合格證書、免許証等の写し）

(五) 戸籍抄本等（受験資格及び試験の免除資格を取得した後、氏名を変更した場合のみ）

2 受験手数料

次に掲げる額に相当する額の岐阜県収入証紙を受験申請書の収入証紙貼付欄に貼り付け、納付してください（消印はしないでください）。

学科試験 三千百円

なお、受験申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合、受験しなかった場合等いかなる理由があっても、手数料は返還しません。

3 申請書類の提出場所及び提出期間

千五〇〇 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県商工労働部労働雇用課

令和五年八月十八日（金）から同年九月十九日（火）までです。

郵送の場合は、同年九月十九日までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 合格判定の基準

満点の六割以上の得点がある場合は、合格とします。

八 合格者の発表の方法

令和五年十一月二十四日（金）に、岐阜県公式ホームページ「職業訓練指導員免許・職業訓練指導員試験」に合格者の受験番号を掲載するほか、合格者宛てに合格証書を交付して通知します（不合格者には通知しません）。

また、この試験に合格した者には、申請（別途申請手数料が必要）によって職業訓練指導員の免許証が交付されます。

九 試験結果の提供

令和五年度職業訓練指導員試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

職業訓練指導員試験の得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場合

情報公開・行政相談窓口（岐阜県庁一階。電話 五八 二七二 一一一 内線 二二一七）

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 受験申請書は、岐阜県商工労働部労働雇用課において交付します。

なお、用紙の郵送を希望する場合は、百四十円分の切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒（角形二号）を必ず同封してください。

2 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「指導員試験申請」と朱書してください。

3 受験申請書を審査し、受験資格を認めるときは、後日受験票を送付します。

4 この試験について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課職業能力開発係（電

話 五八 二七二 一一一 内線三六七一) に問い合わせてください。

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

高山市朝日町宮之前の一部(宮之前)

三 調査を行った期間

平成三十年六月から令和四年二月まで

四 地図及び簿冊の名称

高山市(朝日町宮之前の一部)の地籍図

高山市(朝日町宮之前の一部)の地籍簿

五 認証年月日

令和五年七月二十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

中津川市蛭川の一部(一色)

三 調査を行った期間

平成二十八年六月から令和四年八月まで

四 地図及び簿冊の名称

中津川市(蛭川の一部)の地籍図

中津川市(蛭川の一部)の地籍簿

五 認証年月日

令和五年七月二十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

飛騨市神岡町数河の一部(数河・石神)

三 調査を行った期間

平成二十七年五月から令和四年二月まで

四 地図及び簿冊の名称

飛騨市(神岡町数河の一部)の地籍図

飛騨市(神岡町数河の一部)の地籍簿

五 認証年月日

令和五年七月二十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

本巢市

二 調査を行った地域

本巢市根尾高尾の一部（高尾）（ ）

三 調査を行った期間

平成三十年六月から令和二年二月まで

四 地図及び簿冊の名称

本巢市（根尾高尾の一部）の地籍図

本巢市（根尾高尾の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和五年七月二十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡川辺町

二 調査を行った地域

加茂郡川辺町大字石神、中川辺の一部（石神 工区・中川辺 工区）

三 調査を行った期間

令和元年七月から令和四年二月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡川辺町（大字石神、中川辺の一部）の地籍図

加茂郡川辺町（大字石神、中川辺の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和五年七月二十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡白川町

二 調査を行った地域

加茂郡白川町大字黒川の一部（黒川遠ヶ根）

三 調査を行った期間

令和元年六月から令和四年十一月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡白川町（大字黒川の一部）の地籍図

加茂郡白川町（大字黒川の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和五年七月二十八日

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品の名称及び数量 岐阜県美術館で使用する電気（予定数量） 2,760,983kWh

Wh

2 契約の相手方を決定した手続 随時契約

<p>3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当</p> <p>4 契約の相手方を決定した日 令和5年6月1日</p> <p>5 契約の相手方の住所及び氏名 多治見市下沢町三丁目35番地1号 株式会社エネフアクト 代表取締役 磯崎 顕三</p> <p>6 契約金額 95,688,856円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県美術館総務課 (2) 所在地 岐阜市宇佐四丁目1番22号</p> <p>_____</p> <p>株式会社エネフアクト</p> <p>岐阜県の大田原町又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり株式会社エネフアクトと契約する。</p> <p>令和五年八月十五日</p> <p>岐阜県事務 中 田 謙</p>	<p>株式会社エネフアクト</p> <p>岐阜県の大田原町又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり株式会社エネフアクトと契約する。</p> <p>令和五年八月十五日</p> <p>岐阜県事務 中 田 謙</p> <p>1 特定役務の名称及び数量 タブレット式認知機能検査システムの貸借及び維持管理業務 一式</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>3 入札公告を行った日 令和5年5月12日</p> <p>4 落札者を決定した日 令和5年6月23日</p> <p>5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 株式会社J E C C 専務取締役 依田 茂</p> <p>6 落札金額 55,888,800円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係 (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号</p> <p>_____</p> <p>株式会社エネフアクト</p> <p>岐阜県の大田原町又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者として株式会社エネフアクトと契約する。</p> <p>令和五年八月十五日</p> <p>岐阜県事務 中 田 謙</p>
<p>1 調達役務の名称及び数量 国際たぐみ情報システムの更新並びに維持及び管理運営業務 一式</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>3 入札公告を行った日 令和5年5月16日</p> <p>4 落札者を決定した日 令和5年6月8日</p> <p>5 落札者の住所及び氏名 大垣市加賀野四丁目1番地の9 共立コンピュータサービス株式会社 取締役社長 服部 達也</p> <p>6 落札金額 46,199,998円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県商工労働部国際たぐみアカデミー (2) 所在地 美濃加茂市峰屋町上峰屋35-45 3</p> <p>_____</p>	<p>1 特定役務の名称及び数量 タブレット式認知機能検査システムのソフトウェアの利 用（予定数量 187,300回）</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政</p>

令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

4 契約の相手方を決定した日 令和5年7月4日

5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

株式会社DNPAインターネットシステム

代表取締役 尾崎 信太郎

6 契約単価 198円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

岐阜県数田支庁の公報

岐阜県の物品調達又は特定役務の懸賞手続の特別を定める規程(平成17年岐阜県警察本部  
四(二十号)第十一條の規程)のうち、次のとおり岐阜県数田支庁に適用する。

令和五年八月十五日

岐阜県数田 支 田 署

1 特定役務の名称及び数量 交通事故総合管理システムの改修業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

4 契約の相手方を決定した日 令和5年7月10日

5 契約の相手方の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番1号

日本電気株式会社東海支社

支社長 吉田 治展

6 契約金額 42,405,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

令和五年八月十五日発行

発行所 岐阜県庁  
岐阜市数田南二丁目1番1号

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐阜文芸社